

薬生薬審発 0404 第 1 号
令和 4 年 4 月 4 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

「家庭用品中の有害物質試験法について」の一部訂正について

令和 4 年 3 月 28 日付け薬生薬審発 0328 第 5 号「家庭用品中の有害物質試験法について」の別添の内容について、一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。また、一部記載の整備も行いましたので、訂正・記載整備したものを別添のとおり送付します。

記

箇所	正	誤
テトラクロロエチレン 2. 試験法 (3) 試薬、標準液等 ア 乳酸エチル	クロマトグラム上に <u>テトラクロロエチレン</u> のピークを認めてはならない。	クロマトグラム上に <u>トリクロロエチレン</u> のピークを認めてはならない。
ビス(2, 3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物 2. 試験法 (4) 試薬、標準液等 ス ケイソウ土 2	ガスクロマトグラフ用に精製した <u>ケイソウ土(標準網フルイ 149～177 μm)を 6 mol/L 塩酸で 2 時間還流して洗い、次いで精製水で流出液が中性となるまで洗った後、アルコール性塩基で洗い、更に精製水で流出液が中性となるまで洗った後、乾燥し、メチルシリル化処理を施した<u>もの</u>。</u>	ガスクロマトグラフ用に精製した。